

# 審査基準（公表用）

所属部（局）・課（室） 総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室） 男女参画・こども局・こども未来課

法令名	私立学校法				法令の番号	昭和24年法律第270号			
許認可等の種類	学校法人及び準学校法人の組織変更の認可				根拠条項	第64条第6項			
審査基準	<p>知事の所管に属する学校法人及び準学校法人が準学校法人及び知事の所管に属する学校法人へ組織変更する場合の認可に当たっては、私立学校法施行規則第9条に基づき提出された書類について、その内容が適正なものとなっているかを十分調査するとともに、学校運営及び学校教育への影響等に配慮するものとし、組織の変更が教育の目的を達成するため有益かつ適切なものであるかを総合的に判断する。</p>								
	受付機関	法務私学課 こども未来課	処理機関	法務私学課 こども未来課	交付機関	法務私学課 こども未来課	標準処理期間	90日	整理番号
							標準経由期間	日	